

# 里親制度と養子縁組について

## 🐦 里親制度とは

里親制度とは、何らかの事情で自分の家庭で暮らすことができない子どもを、里親として認定・登録された方に預けて、温かい愛情と家庭的環境の中で養育するための制度です。



## 🐦 里親の種類

里親には、次の4種類があります。

### (1) 養育里親

保護者がいない子ども、保護者のもとに置くことが不相当と認められる子どもを養育する一般的なタイプの里親です。

将来、養子縁組を希望する方も初めは養育里親となります。

### (2) 親族里親

子どものおじ、おば、祖父母といった三親等内の親族が、その子どもに限ってなる里親です。ただし、実父母が死亡、行方不明となるなど、やむを得ない事情がある場合に限定されます。

### (3) 短期里親

1年以内の期間を定めて子どもを養育する里親です。

児童福祉施設に入所している子どもを、夏休みや週末等にホームステイのような形で養育することもあります。

### (4) 専門里親

2年以内の期間を定めて、虐待などにより心身に有害な影響を受けた子どもを養育する里親です。

養育里親として3年以上の養育経験がある、3年以上児童福祉に関係する仕事に従事した経験があるなどの要件があります。また、申請前に国が定める研修を受ける必要があります。

## 里親の要件



### < 養育里親、短期里親 >

心身ともに健全であること

児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること

経済的に困窮していないこと

児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること

児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと

### < 親族里親 >

「経済的に困窮していないこと」を除いて養育里親に同じ



### < 専門里親 >

～ までは養育里親に同じ

次に掲げる要件のいずれかに該当すること

(ア) 養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること

(イ) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること

(ウ) 都道府県知事がア及びイに該当する者と同等以上の能力を有すると認定したものであること

専門里親研修（厚生労働大臣が定めるもの）の課程を修了していること

委託児童の養育に専念できること

## 里親になるには

里親になりたい場合は児童相談所に申請します。

里親制度や申請手続きなどについて詳しくご説明しますので、最寄りの児童相談所にご相談ください。



## 里親への子どもの委託

里親への子どもの委託は、登録された里親の中から児童相談所が決定します。

児童相談所では、里親と子どもの適合性を十分考慮して、里親の中から子どもに適した家庭を選択し、実父母や施設との調整をはかったうえで、子どもを委託しています。



## 里親委託費

子どもの養育をお願いしている間は、里親手当、子どもの生活費や教育費などが支給されます（親族里親には、里親手当が支給されません）。

なお、養子縁組が成立した後は、里親委託費は支給されません。



## 里親会

里親会は、子どもの育て方を話し合うことなどを通して、里親がお互いに苦労や喜びを分かち合って親睦を深めるとともに、子育ての技術向上をはかり、よりいっそう里親として成長していこうという趣旨のもとに結成されており、里親制度の普及・向上にも努めています。

県内には各地区に5つの里親会が結成されており、各地区里親会の連合組織として「青森県里親連合会」、さらに「全国里親会」があります。

里親会への入会は原則として自由で、会員は定められた会費を納めていただくこととなります。

もちろん、子どもを委託されていない里親も加入でき、将来、子どもを預かったときに参考になることを学ぶことができます。



## 養子縁組とは

児童福祉における養子縁組の意義は、保護者のない子ども又は家庭に恵まれない子どもに温かい家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることで、子どもの健全な育成を図るものです。

児童相談所では要保護児童対策の一環として、保護に欠ける子どもが適当な養親を見出し、適正な養子縁組を結べるように努めています。

本県においては、原則として養子縁組希望者に対して直接的なあっせんは行っておらず、里親委託を経て養子縁組が成立する 경우가ほとんどです。

従って、養子縁組に関する相談としては、里親委託されている児童と養子縁組を希望する場合の相談と、養子縁組について家庭裁判所から調査等を囑託された場合の協力が主なものとなっています。

養子縁組には、民法792条以下において規定されている養子縁組（普通養子縁組）と、民法817条の2以下において規定されている特別養子縁組の2種類があります。



## 養子縁組を希望する場合の相談

### (1) 里親委託を行っている場合

児童を委託する時点で、養子縁組に関する里親の希望を確認していますが、実際の縁組の申立ては一定期間児童と生活を共にし、親子関係が安定してから行われることが多く、少なくとも6か月以上養育してから申立て等を行うよう指導しています。

### (2) 里親委託を行っていない場合

里親委託の用件に該当しない等の事情により、里親委託を行わない場合には、法第30条第1項に規定する同居児童の届け出を行うよう指導し、法第27条第1項第2号に基づく児童福祉司指導を行う等、里親の場合と同等の指導体制をとっています。

具体的には、民間団体等のあっせんにより児童を養育し特別養子縁組を希望している場合が考えられ、当該団体が社会福祉法人等の認可を得ていない場合は、家庭裁判所からの指導で養親となるべき者から相談が行われます。

# 普通養子縁組と特別養子縁組の比較

	普通養子縁組	特別養子縁組
特徴	養親と養子との契約で成立する養親子関係	実父母及びその血族との親族関係が終了する養親子関係
養親の条件	成年に達していること。 配偶者のある者が未成年者を養子とする場合、夫婦が共同で縁組をすること。	配偶者のある者で、夫婦が共同で縁組をすること。 25歳に達していること。 ただし、一方が25歳以上で他方が20歳に達しているときはこの限りではない。 * 6か月以上の試験養育期間の状況が考慮される。
養子の条件	養子が養親よりも年下であること 又は養子が 養親の尊属でないこと。 * 15歳未満の場合は、法定代理人の承諾が必要	6歳未満であること。ただし、8歳未満で、6歳に達する前から養親に監護されている場合はこの限りでない。
縁組の効果	縁組成立後も養子の実父母及びその血族との親族関係は存続し、相互に相続・扶養する関係が残る。	縁組によって養子の実父母及びその血族との親族関係が終了し、養親のみが養子の父母となる。
戸籍	父母欄には実父母、養父母双方の氏名が記載され、養父母との続柄は「養子」「養女」と記載される。	父母欄には実父母の氏名は記載されず、養父母の氏名のみが記載され、続柄欄には「長男」「長女」と記載される。
離縁	協議により、戸籍上の届け出のみで離縁をすることができる。また、一定の理由があるときは、離縁の訴えを起こすことができる。	協議離縁、裁判離縁は許されず、縁組の継続により養子の利益が著しく害される事由があり、かつ実父母の監護が可能な場合に限り、家庭裁判所の審判により離縁が成立するにすぎない。なお、養親から離縁を請求することはできない。